



かけはし

第52号

令和4年10月14日

編集・発行
須賀川市農業委員会
TEL.0248-88-9165
(直通)



8月8日、「須賀川観光タクシー有限公司(代表取締役 橋本康宏さん)」取材しました。

同社は、タクシー会社を運営する一方で、従業員の雇用の安定を図るため、昨年8月に農業に新規参入しました。借りた約12,000㎡の農地に4棟のビニールハウスを建設し、きゅうりの水耕栽培を行っています。ハウス内は、ミストにより温度・湿度が自動調整されており、「つる下ろし栽培」で栽培されています。約7,300本のつるから1日約300kgのきゅうりを収穫・出荷しています。

橋本さんに現在の課題を聞いてみたところ、「現在は常時5名程度が従事していますが、想像以上のきゅうりの成長に収穫が追い付かず、人手が不足していることと、品質の向上が課題です。」と教えてくれました。

真摯にきゅうり栽培に取り組む姿勢から、新規就農人として今後、更なる活躍が期待されます。

広報副委員長 小枝 宏嗣



目次

- 表紙～がんばる農業法人～ …… 1
- 農業委員・農地利用最適化推進委員活動紹介 …… 2
- 農地パトロールと農地利用意向調査… 2
- 미래の農業フェア …… 3
- お知らせ～農業者年金～ …… 3
- 総会日程・申請書受付締切日 …… 4
- 編集後記・広報委員紹介 …… 4



農業委員・農地利用最適化推進委員 活動報告

令和4年度 農地利用状況調査を終えて

● 農地利用状況調査とは

- 1. 目的** 農業委員・農地利用最適化推進委員による農地の利用状況調査等を実施する事で、遊休農地及び荒廃農地等を把握し農業上の利用の増進を図る
- 2. 実施内容**
- ① 前年度利用意向調査書において、回答書に「耕作中」等の記載があった農地の確認
 - ② ①以外で解消のあった農地及び新たな遊休農地の確認
 - ③ 「非農地」と判断できる農地の確認



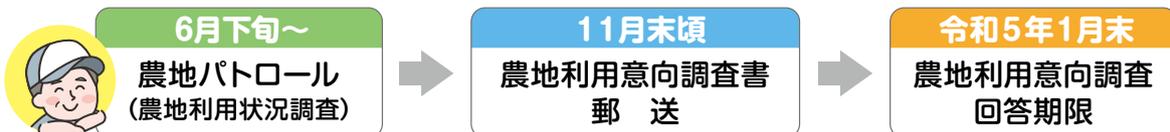
去る7月3日(日)に稲田地区全域で地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員4名で対象地リストをもとに調査を実施しました。

まず、対象農地を一筆ごとに地図と照らし合わせて所在を確認し、その後実際に現地に行き、土地の状況を全員で確認しました。該当の土地の区分が何に該当するかを判断し、調査シートに記入していく作業の繰り返しでした。調査を進める中で、該当の土地の所在が分からず所有者に聞いたり、所有者も分からなかったりする状況もあり、時間のかかる調査活動でした。

今回の様な活動は根気よく少しずつ、かつ確実に実施して行くことが重要だと感じました。今後とも、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

広報委員 関口 明夫

農地パトロールと農地利用意向調査



農地パトロール(農地利用状況調査)

農地の利用状況を現地調査するものであり、農地が適正に利用されているか、前年把握した遊休農地が解消されているか、あるいは新たに遊休化した農地がないか確認します。
 ※作物が作付けされていなくても耕作ができる状態の維持管理がなされていれば遊休農地ではありません。

農地利用意向調査書

上記の「農地パトロール(農地利用状況調査)」で、しばらく草刈りなどの管理がされていないため「遊休農地」と判断した場合は、その農地の所有者に対し、今後の農地の利用意向を確認するため「農地利用意向調査書」をお送りします。この調査により、該当する農地について、中間管理事業(福島県農地中間管理機構)などを活用した農地の貸付を行う意向があるのか、あるいはご自身で耕作する意向があるのかなどを確認します。



◆ 農地中間管理機構とは?

農地を貸したい人から農地を借り受け、まとまった使いやすい形で農業の担い手に貸付を行う公的機関です。全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的な受け皿」であり、貸し手は安心して貸すことができ、農地を借りたい人は、まとまった使いやすい農地を借りることにより、より効率的に農産物を生産することができます。



みらいの農業フェア

8月6日、須賀川市民交流センター「tette (テッテ)」で『みらいの農業フェア』が開催されました。これは、コロナ禍で中止となっていた産業フェスティバルに変わるイベントとして初の試みでした。イベントでは、農業関係団体展示やヒョウ害を受けたモモや地元農作物、6次化商品の紹介・販売、就農相談会等が行われました。また午後からは「未来のすかがわの農業を考える」をテーマに6名のパネリストによるシンポジウムが開かれ、建設的な意見が数多く出されました。

街中での開催ということもあり、若者や家族連れの姿で賑わいを見せていました。

農業委員会でも、取り扱い業務の紹介ブースを設け、農業経営に関する相談も多数受けました。今後の委員会活動と本市の農業発展のために微力ながら責務を果たしたいと改めて思う一日になりました。

広報委員長 関根 要一



農業者年金が便利になりました

★若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられました。

35歳未満の方は、月額1万円から加入できます。

(保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられました。)

★農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がりました。

(昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象)

- 農業者老齢年金 65歳～75歳
- 特例付加年金 65歳以上(年齢上限なし)

★農業者年金の加入可能年齢が60歳から65歳に引き上げられました。

【農業者年金の加入要件】

農業に従事(年間60日以上)する方で、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになりました。

※詳しくは農業委員会事務局(☎88-9165)へお問合せください。



バケツ苗の田植え ~ 稲田幼稚園 ~

5月24日、稲田幼稚園でバケツ苗の田植え体験が行われました。元農業委員の小抜吉平さんに教わりながら、年長組9名が参加しました。

園児の大半が初めての体験とあって、泥に手を入れるのも恐る恐るでしたが、徐々に慣れた様子で苗を上手に植えていました。園児たちからは「ベトベトになって嫌だったけど、楽しかった。」「(稲が)大きくなったらお米を食べたい。」などの声が聞かれました。

先生は、「子供たちにとって有意義な体験となりました。毎日の観察や水やりなどのお世話を通して『虫がついたー!』『大きくなった』など様々なことに気付き、感じて欲しいです。」と話していました。

小抜さんは、13年前から東日本大震災があった平成23年を除き、毎年、バケツ苗の指導を稲田幼稚園で行ってきたそうです。例年は秋にとれたお米でおにぎりを作り「収穫祭」を行っていましたが、コロナウイルス感染症が流行してからは、お米は食べず、稲わらを使って「しめ縄飾り」を制作しています。



農業委員会総会日程



須賀川市農業委員会総会及び申請書受付締切日は下記のとおりです。

農地の貸し借り・売買及び転用の申請等は、農業委員会総会において審議を行い、許可の可否を決定します。このため、申請書を提出する際は総会の開催日を確認の上、「申請書受付締切日」までに農業委員会事務局に申請書を提出してください。

		総会開催日	申請書受付締切日
令和4年	10月	10月19日(水)	9月27日(火)
	11月	11月21日(月)	10月27日(木)
	12月	12月21日(水)	11月25日(金)
令和5年	1月	1月20日(金)	12月23日(金)
	2月	2月21日(火)	1月27日(金)
	3月	3月20日(月)	2月27日(月)

広報委員紹介

- ◆ 関根 要一(広報委員長・大東地区)
- ◆ 小枝 宏嗣(広報副委員長・西袋地区)
- ◆ 村上 節夫(須賀川・浜田地区)
- ◆ 関口 明夫(稲田地区)
- ◆ 橋本 孝一(小塩江地区)
- ◆ 根本 芳一(仁井田地区)
- ◆ 加藤 梅子(長沼地区)
- ◆ 矢吹 正則(岩瀬地区)



編集後記

うんざりする様な日々が続いた7・8月。すでに日本も亜熱帯気候化と思える程の酷暑とスコール、予測できない激変する気象現象。世界的な温暖化と言えばそれまでです。

旧態依然の栽培管理や技術では対応できなくなる怖れを感じてしまいます。今後、新規就農者の門戸を広げる為にも、関係機関や大学、研究所と連携を取り、新たな取り組みが必要かと思われれます。

広報委員 橋本 孝一